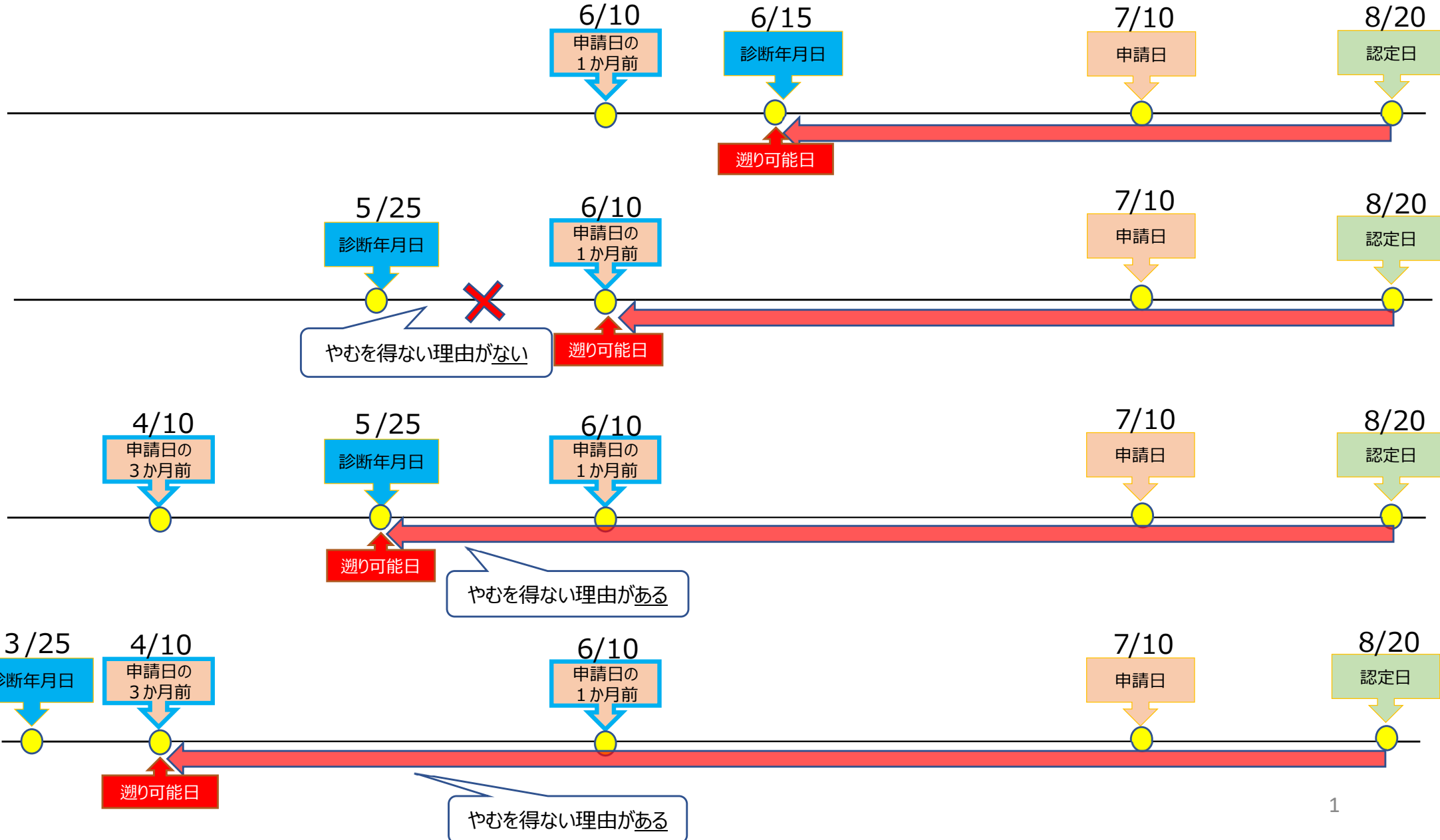
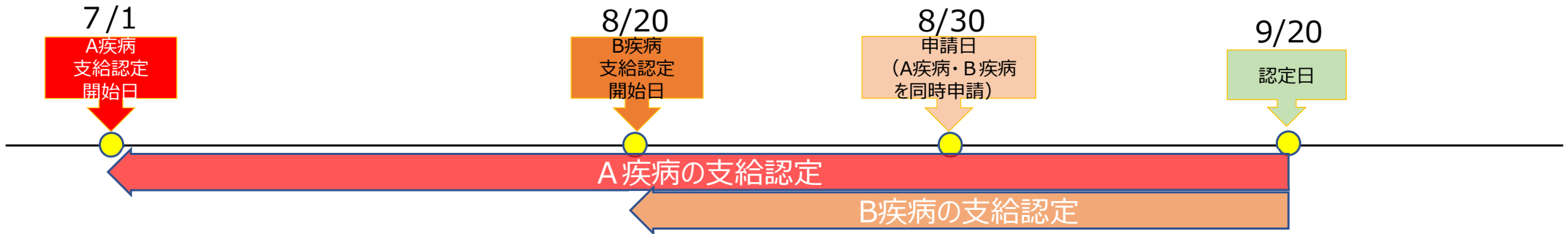


通知「児童福祉法第19条の3第8項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（健難発0829第3号）の参考資料

○支給認定の効力が生ずる日（遡り可能日）のパターン（通知第1関係）

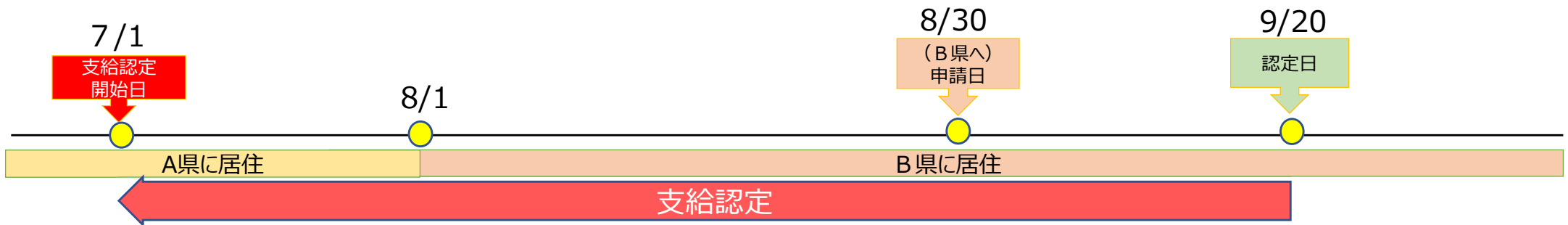


○複数疾病の同時申請があり、遡りによって小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が異なる場合
(通知第2の3(1)関係)



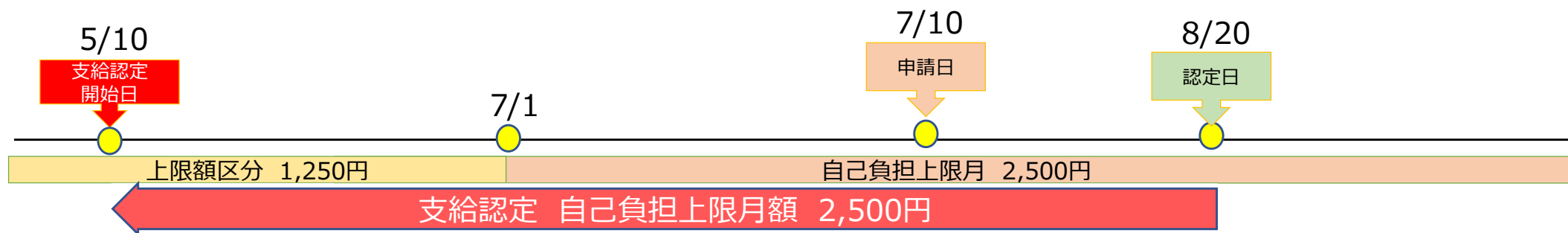
9/20に発行する受給者証としてはA・B疾病について認定した受給者証を発行する。
償還払い等の対応に際し、適切に対応できるよう、内部書類において、A疾病は7/1から、B疾病は8/20から有効期間が開始していることが明らかとなるよう記録が残されて入れば差し支えない。

○小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、都道府県等をまたいだ居住地の変更が生じていた場合 (通知第2の3(2)関係)



申請時の都道府県等であるB県において、小児慢性特定疾病医療費の支給認定開始日である7/1を始期とする受給者証を発行する。A県居住期間(7/1~7/31)も含め償還払いは、B県が費用負担する。

- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、加入医療保険や支給認定世帯、課税状況等に変更が生じており、自己負担上限月額が異なる場合（通知通知第2の3（3）関係）



申請時に提出された書類等を基に自己負担上限月額を2,500円として医療費助成開始日である5/10から適用する。

- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日～申請日までの間に、重症患者基準に適合する場合や人工呼吸器等装着者の認定及び家族の認定による自己負担上限月額の按分の適用等が生じていた場合（通知通知第2の3（4）関係）



申請時点に人工呼吸器等装着者であることをもって、自己負担上限月額を500円として医療費助成開始日である5/10から適用する。